

平成 2 8 年診療収入データ (速報版)

診療科目	日数 (日)	実日数 (日)	1人 点数 (点)	月回数 (回)	保険 収入 (千点)	自費 収入 (万円)	診療 収入 (万円)	保険 前年比 (%)	自費 前年比 (%)	総収入 前年比 (%)
歯科	22.9	638	654	1.85	417	177	594	100.7	99.3	100.3
眼科	19.4	994	602	1.17	598	8	606	95.8	97.0	95.9
整形外科	21.6	3,056	340	3.30	1,038	151	1,190	97.4	109.6	98.8
内科	22.4	1,404	674	1.30	947	89	1,036	99.9	97.1	99.7

(注1)平成 29 年 2 月 2 8 日現在集計分の平成 2 8 年 1 年間の平均数値です

(注2)集計診療所範囲は年度により異なる場合があります

- ・平成 2 8 年診療報酬改定による 1 回点数の増減による影響がでています
- ・平成 2 8 年診療報酬改定見込み (厚生労働省)

医科 0.56%

歯科 0.61%

調剤 0.17%

安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイント動画を解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の 1 0 日から翌月の 9 日まで動画でご覧いただけます。QR コードを読み取りご覧下さい。



歯科会計

平成28年診療データ分析

1. 診療点数増減の内容

項目	平成27年	平成28年	増減	増減率
実日数(日)	643	638	-5.39	-0.84%
1人点数(点)	644	654	10.04	1.56%
月回数(回)	1.87	1.85	-0.02	-0.83%
保険点数(点)	414,272	417,205	2,933	0.71%

平成28年診療報酬改定による影響が1人点数10.04点増加(1.56%増加)にできています。(改正時見込みは0.61%増加)

また、改正項目による増加点数に加えて施設基準届出提出の増加による点数増加が想定されます。

2. 主な施設基準算定の条件

項目	外来環	か強診	歯援診
歯科医師	医療安全対策研修	ア. 医療安全対策研修 イ. 高齢者対応研修	ア. 高齢者対応研修
診療実績(過去1年間)	-	歯科訪問診療1又は2、歯周病 安定期治療及びクラウン・ブリッジ維持管理療の算定	歯科訪問診療料の算定
歯科衛生士	1名以上	1名以上	1名以上
設備	ア. AED イ. 脈波計 ウ. 酸素 エ. 血圧計 オ. 救急蘇生セット カ. 歯科用吸引装置	ア. AED イ. 脈波計 ウ. 酸素 エ. 血圧計 オ. 救急蘇生セット カ. 歯科用吸引装置	
連携体制	ア. 別の保険医療機関	ア. 別の保険医療機関 イ. 在宅医療を担う保険医療機関 ウ. 他の保健医療サービス及び福祉サービス	ア. 在宅医療を担う保険医療機関 イ. 他の保健医療サービス及び福祉サービス ウ. 歯科訪問診療に係る後方支援機能を有する別の保険医療機関
飛散物対策	要(口腔外ハネム)	要(口腔外ハネム)	無
感染症対策	要	要	無
感染症患者対策	要	要	無
院内掲示	要	-	無
文書提供	-	説明及び文書提供	説明及び文書提供

ドクター会計

所得拡大促進税制の拡充

平成 29 年度税制改正では、これまでの所得拡大促進税制の見直しが予定されています。

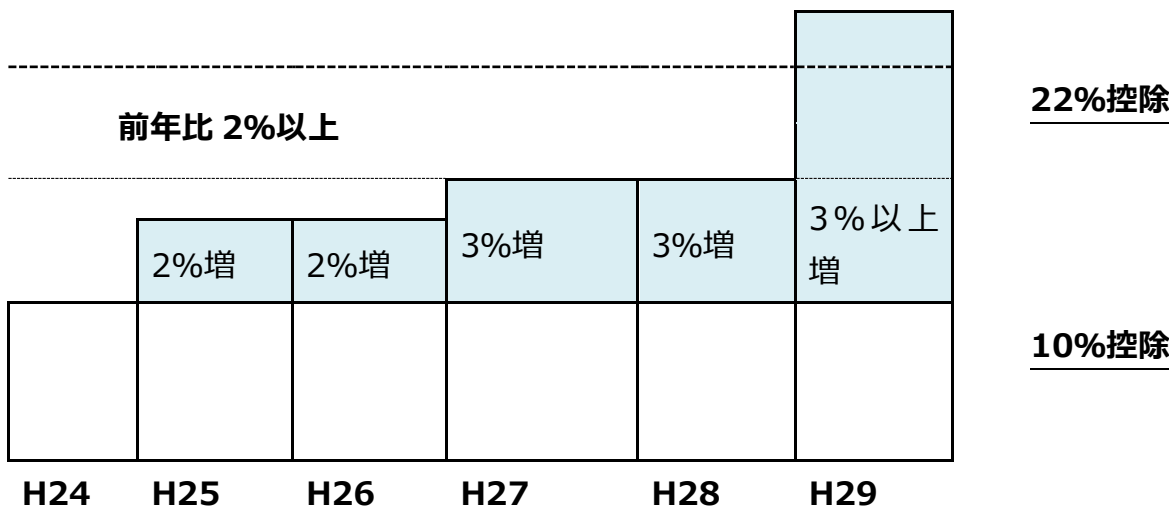
従来は下記の要件を満たす場合、中小企業および個人事業では基準年度の給与支給額に対する給与増額額の 10%が税額控除となりました。(法人税の 20%上限)

- ① 給与等支給額の総額が基準年度に比べて 3%以上増加していること (平成 29 年の場合)
※基準年度は 3 月決算法人の場合平成 25 年 3 月期
個人事業の場合平成 25 年度
- ② 給与等支給額の総額が前事業年度以上であること
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度を上回ること

平成 29 年度税制改正では③の平均給与等支給額について前年との増加率が 2%以上となった場合のみ、その増加額部分の税額控除を 10%から 22%に引き上げることとされました

平成 29 年度に 2%以上の賃上げをした場合には、税制上大きなインセンティブを得られますので、4 月以降の給与改定のご参考になさってください。

【中小企業・賃上げ率 2%以上の場合】



安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の 10 日から翌月の 9 日まで動画でご覧いただけます。QR コードを読み取りご覧ください。



医療承継

持分あり医療法人の持分放棄 具体例

先月の安心会計ニュースにて出資持分ありの医療法人の持分の放棄についてとりあげました。持分ありの医療法人にて出資持分の放棄を行うと、将来世代の相続税負担はなくなりますが、要件を満たさなければ医療法人に対して放棄した評価額相当につき、贈与税負担が生じます。

今回は、持分ありの医療法人が仮に持分の放棄を行った場合に、どの程度の贈与税負担が生じるか具体例をあげてみます。

前提

- ・ 出資金の持分比率構成 院長先生：80% 子A：20%
- ・ 出資金全体の相続税評価額 500万
- ・ 全員が出資持分の全部の放棄を行う→持分なし医療法人への移行

<贈与税の計算例>

・ 院長先生の持分見合の贈与税

院長先生の持分の相続税評価額 $500万 \times 持分比率 80\% = 400万$
税額 $(400万 - 110万) \times 15\% - 10万 = 33.5万円 \dots ①$

・ 子Aの持分見合の贈与税

子Aの持分の相続税評価額 $500万 \times 持分比率 20\% = 100万$
税額→贈与税の基礎控除 110万以下の評価額のため「税額ゼロ」 $\dots ②$

医療法人が納付すべき贈与税額 $① + ② = 33.5万円$

上記の例では出資持分の放棄を行うと 33.5万円の税負担で持分なし医療法人への移行が可能です。出資持分の相続税評価額が低いようであれば少ない税負担で移行が可能といえます。また、税負担は放棄した個人ではなく、医療法人が負担します。

仮に配偶者なし、子供2人のケースで相続財産が3億円とした場合、40%程度の相続税率がこの出資持分に対してかかることとなりますが、持分放棄すると上記例の場合 15%の贈与税率負担で将来世代の相続税負担がなくなりますので、持分の放棄が有利ということになります。

医療承継コンサルの内容を映像でご覧いただけます

QRコードを読み取りご覧下さい

